

## 区分記載請求書等保存方式とは？

令和元年10月1日から導入される軽減税率制度の実施にともない、現行制度である「請求書等保存方式」から「区分記載請求書等保存方式」に改正され、税率ごとに区分経理することが必要になります。

### 今月の掲載記事

1. 帳簿・請求書等の保存
2. 区分記載請求書等保存方式
3. 具体的な記載方法
4. その他の注意点
5. 適格請求書等保存方式



### 1. 帳簿・請求書等の保存

現行制度である「請求書等保存方式」においては、仕入税額控除を受けるためには、法律により定められた内容（書類作成者の氏名又は名称、取引年月日、取引内容、取引金額 など）が記載された帳簿、請求書の保存が要件とされていました。令和元年10月1日から始まる軽減税率制度の導入により、次に示す「区分記載請求書等保存方式」において定められる事

項を記載した帳簿や請求書等を保存することが必要とされます。

### 2. 区分記載請求書等保存方式

令和元年10月1以降の取引においては、「区分記載請求書等保存方式」による記帳、書類作成が必要となります。

帳簿作成にあたっては、軽減税率対象の取引について一定の記載事項（下記3参照）が追加されます。

また、請求書等の発行にあたっても同様に軽減税率対象の取引について一定の記載事項が追加される他、税率毎に合計額を記す必要が生じます。

### 3. 具体的な記載方法

「区分記載請求書等保存方式」では請求書や総勘定元帳などの帳簿に下記項目を記載する必要があります。（下記具体例は、次ページ以降の国税庁HPより転載した図と一部分リンクしています。）

総勘定元帳の記載事項（赤字は追加された記載事項）

- ・ 取引の相手方の氏名又は名称 「 商事株式会社」
- ・ 取引年月日 「令和元年11月1日」
- ・ 取引の内容及び金額 「小麦粉 5,400円」  
「キッチンペーパー 2,200円」

軽減税率対象品目

区分記載方法の例としては下記のようなものが考えられます。

個々の取引ごとに8%か10%を記載する

請求書において、8%対象品に「**※**」などの印をつけ、印は8%というように記載する。

同一の請求書内で、8%対象品と10%対象品を区分して記載する。

8%対象品と10%対象品を別々の請求書に記載する。

【記号・番号等を使用した場合の帳簿の記載例①（取引ごとの請求書）】

請求書		
株〇〇御中 XX年11月1日		
7,600円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
合計		7,600円
10%対象		2,200円
8%対象		5,400円

※は軽減税率対象品目  
△△商事株

請求書		
株〇〇御中 XX年11月2日		
13,530円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	しょうゆ※	1,080円
11/2	割り箸	550円
11/2	ティッシュ	1,100円
合計		13,530円
10%対象		1,650円
8%対象		11,880円

※は軽減税率対象品目  
株〇〇物産

総勘定元帳 (仕入)		(注) 税込経理	
月	日	摘要	借方
11	1	△△商事株 雑貨	2,200
11	1	△△商事株 <b>※食料品</b> ①	5,400
11	2	株〇〇物産 雑貨	1,650
11	2	株〇〇物産 <b>※食料品</b> ①	11,880
⋮	⋮	⋮	⋮
			② (※:軽減税率対象品目)

① 軽減税率対象品目には「※」などを記載

② 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(注) この他、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

(国税庁HPより)

請求書の記載事項 (赤字は追加された記載事項)

- 発行者の氏名または名称 「**商事株式会社**」
- 取引年月日 「令和元年11月1日」
- 取引の内容及び金額 「小麦粉 5,400円」  
「キッチンペーパー 2,200円」  
**軽減税率対象品目**
- 異なる税率毎に区分、合計した税込取引金額  
「10%対象 2,200円 8%対象 5,400円」
- 受取者の氏名又は名称 「株式会社」

【記号・番号等を使用した場合の区分記載請求書等の記載例】

請求書		
株〇〇御中 XX年11月30日		
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 <b>※</b> ①	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 <b>※</b> ①	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
② 10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※は軽減税率対象品目 ③  
△△商事株

- ① 軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ② 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)を記載
- ③ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

【同一請求書内で、税率ごとに商品を区分して区分記載請求書等を発行する場合の記載例】

請求書		
株〇〇御中 XX年11月30日		
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
<b>8%対象</b>		<b>43,200円</b>
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
10%対象		88,000円
合計		131,200円

△△商事株

(国税庁HPより)

## 4. その他の注意点

### 3万円未満のもの、自動販売機による購入等

これまで同様、帳簿の保存により仕入税額控除の要件を満たすこととなりますが、軽減税率の対象となる取引の場合、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載します。

### 免税事業者からの仕入等

免税事業者との取引に際しても、これまで通り仕入税額控除の対象となりますが、取引品目が軽減税率対象である旨の記載や税率ごとの対価の記載等が必要となります。

### 記載事項に不備があった場合

免税事業者から受け取った請求書等に必要項目の記載が無い場合、受け取った事業者により、取引事実に基づいた必要項目の追記も認められています。ただし、追記できる事項は「軽減税率対象である旨」、「税率ごとに合計した取引の額」の2点に限られます。

### 交付を受けなかった場合

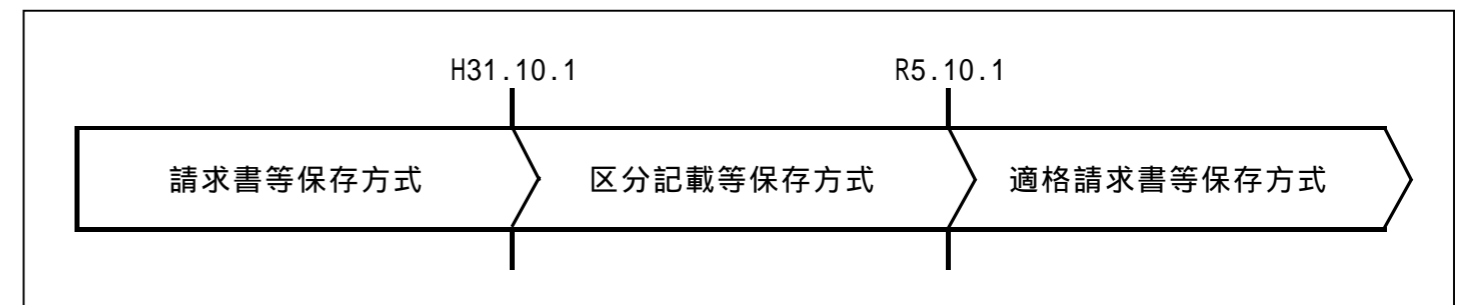
上記 以外は消費税仕入税額控除が受けられません。

クレジットカード会社が発行するカード利用明細書は現行の「請求書等保存方式」においても消費税仕入税額控除のための書類としては要件不足、すなわち「課税資産の譲渡における資産又は役務の内容」等が記載されているとは認められません。このため、カード使用時に発行される「クレジット売上票（カード利用のお客様控え）」の保存が必要となっており、「区分記載請求書等保存方式」に改正された後もこの取扱いは続きます。

## 5. 適格請求書等保存方式

令和5年10月より「適格請求書保存方式」が導入されます。この制度のもとでは令和5年9月30日までの「区分記載請求書等保存方式」に加え、「適格請求書」を要することとなります。消費税の申告に必要なこの書類を作成するには、税務署に登録する必要があるということです。そして、登録できるのは消費税課税事業者のみとなります。このため、免税事業者は適格請求書等を交付できず、取引の相手方は消費税仕入控除を受けることが出来なくなります。免税事業者が取引の上、適格請求書を発行するには課税事業者を選択し、消費税の申告を行う必要があります。

### 仕入税額控除方式の移行スケジュール



### 今号のまとめ

消費税の課税実務上、帳票類の作成や保存ができていない場合、消費税の仕入控除が認められず、最悪、売上にかかる消費税額をそのまま納めることにもなりかねません。そのため、税務上課せられている要件をすべてクリアする経理処理を行い、不本意な税負担を被らない準備が求められますが、「区分記載保存方式」が導入される10月1日以降はより一層の注意が必要となります。

## 次号予告

メインテーマ「消費税額の総額表示の特例について」について解説します。  
次号は2019年9月20日発行予定です。